

5. 男女共同参画社会の形成



基本方針

性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指します。男女平等の視点に立ち、職場、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現していくため「橿原市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく「橿原市男女共同参画行動計画（2次）」に掲げる事業を着実に遂行します。

男女共同参画の視点から施策が推進できるよう市職員の意識啓発を進めます。

現状と課題

平成18年度に実施した、「男女共同参画社会実現に向けた市民意識調査」によると、「学校教育の場」と「法律上・制度上」を除いたすべての項目で男性が優遇されていると感じており、男性が優遇されているという意識はいまだに強く、男女平等、男女共同参画の実現はまだ十分とは言えません。

この現状を踏まえ、性別による固定的役割分担意識を払しょくするための意識改革がより一層必要です。

また、同年度実施した、「男女共同参画社会実現に向けた事業所等実態調査」の結果において、女性の働き方についての考えで、子育てによりいったん仕事を辞め、「育児が一段落したら再び働く」の割合が44.5%と高いことから、意欲ある女性が再び就労するための支援や環境整備が求められています。

さらに、ドメスティック・バイオレンス等女性の人権侵害が社会問題となっており、それらに対応するための専門の相談員による相談体制の充実が必要です。

施策指標

| 指標名 | 実績値 | | | 目標値 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| | H16 | H17 | H18 | H24 |
| 審議会等における女性の登用率 | 20.0% | 23.1% | 23.9% | 30.0% |
| 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担に、否定的な考えをする人の割合 | — | — | 51.4% | 55.0% |
| 男女の地位の平等感「社会全体で」平等であると答える人の割合 | — | — | 14.2% | 20.0% |
| 「ひとひと女と男とのつどい」参加人数 | 300人 | 700人 | 700人 | 700人 |

今後の取組

1 男女共同参画を進めるための意識づくり

人々の意識の中には、長年にわたって形づくられた性別による固定的役割分担意識があります。このことは社会の様々な分野で男女の不平等感を根強く存在させる要因となっています。このことから、真の男女平等の実現に向け、意識改革を進めます。

また、一人一人が男女共同参画の必要性を正しく認識し、思いやりと自立の意識を育むことが不可欠であることから、様々な機会をとらえて男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ります。

●意識改革のための講演会・セミナー開催事業

2 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

国の男女共同参画基本計画では、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」となっており、本市でも、その目標を達成するための施策に取り組んでいます。しかし、審議会・委員会の登用率は平成20年4月1日現在では22.2%に留まっているため、女性のいない審議会等の解消に努めるなど、できるだけ早い時期の女性登用率30%の実現を目指します。

「男女共同参画社会実現に向けた市民意識調査」によると、仕事と家庭生活・地域活動との関係の理想について、女性には、両立を理想としている割合が高いのに対して、男性には、「あくまで仕事を優先」を理想としている割合が高くなっています。男女とも、仕事と家庭生活・地域活動をバランスよく展開していけるよう、啓発活動に取り組みます。

●政策・方針決定の場への女性の参画の促進事業
●家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動

3 男女がともに生き生きと働ける環境づくり

職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人一人の意欲と能力を生かせる就業環境づくりを進めることが重要です。男女が仕事とともに家庭・地域に対して責任を持つことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を行います。

また、出産や介護により退職を余儀なくされた女性が、再び仕事に戻ろうとしても、本人の希望する仕事に就くことが困難な状況も見られることを踏まえ、また、急激な情報化の進展にも対応するため、パソコン講座等を開催し、就労するための技術や知識の習得の促進を図ります。

●男女共同参画の視点に立った事業所等啓発事業
●再チャレンジ支援事業

4 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

女性も男性も互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重し、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。そのため、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、思春期から高齢期までそれぞれの時期に対応した健診・検診の各種事業をはじめ、生涯を通じた健康づくりの推進を図ります。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメント、ストーカー行為等は犯罪であり、人権侵害であることを認識し、男女間のあらゆる暴力を防止するために、各関係機関と連携し啓発に取り組むとともに、専門の相談員による相談体制を確立します。

さらに、固定化した性別役割分担意識が男性に対しても負担を持たせていることを踏まえ、女性だけにとらわれず、男性からの相談にも対応できる体制づくりに努めます。

●男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発事業
●相談業務事業

市民等との役割分担

男女共同参画社会の形成を進めていく上で、市民の果たす役割は大きく、市民の参加が施策の推進力となります。

そのためには市民が各種講演会やセミナーに積極的に参加し、一人一人が男女共同参画を当たり前の社会意識として、行動につなげることが期待されます。

また、男女共同参画意識の高揚に向けた取組を総合的・効果的に推進するため、国・県及び関係機関等の協力が期待されます。